

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年11月15日
【会社名】	株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
【英訳名】	Gamecard-Joyco Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 聡
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野五丁目18番10号 アイセ上野ビル
【電話番号】	03-6803-0301(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 原 明彦
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区上野五丁目18番10号 アイセ上野ビル
【電話番号】	03-6803-0301(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 原 明彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第2回新株予約権) その他の者に対する割当 38,750,000円 (新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額) 5,426,250,000円 (注) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、 当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定し た場合の金額であります。そのため、行使価額が修正又 は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込 むべき金額の合計額は増加又は減少いたします。さら に、新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場 合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減 少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年11月10日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集条件、その他新株予約権発行に関し必要な事項が2023年11月15日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

##### 2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	25,000個(本新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	38,750,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に25,000を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり1,550円(本新株予約権の目的である株式1株当たり15.50円)とするが、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2023年11月15日から2023年11月17日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が1,550円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2023年11月30日(木)から2023年12月4日(月)までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス コーポレート管理部 東京都台東区上野五丁目18番10号 アイセ上野ビル
払込期日	2023年11月30日(木)から2023年12月4日(月)までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
割当日	2023年11月30日(木)から2023年12月4日(月)までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

(注) 1. 株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス第2回新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)は、2023年11月10日(金)(以下「発行決議日」という。)開催の取締役会決議にて発行を決議しております。

(後略)

(訂正後)

発行数	25,000個(本新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	38,750,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり1,550円(本新株予約権の目的である株式1株当たり15.50円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2023年11月30日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス コーポレート管理部 東京都台東区上野五丁目18番10号 アイセ上野ビル
払込期日	2023年11月30日(木)
割当日	2023年11月30日(木)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

(注) 1. 株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス第2回新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)は、2023年11月10日(金)(以下「発行決議日」という。)開催の取締役会決議及び2023年11月15日(水)(以下「条件決定日」という。)付の取締役会決議(会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定により、2023年11月15日(水)に取締役会の決議があったものとみなされる。)にて発行を決議しております。

(後略)

## (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる普通株式の総数は2,500,000株、本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落によって各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2 行使価額の修正基準：本新株予約権の発行後、行使価額は、本新株予約権者による注6.(3)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：本新株予約権者による本新株予約権の行使の都度、本欄第2項に記載のとおり修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：<u>条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「条件決定時基準株価」という。)</u>が3,070円未満である場合は、2,149円とし、<u>条件決定時基準株価が3,070円以上である場合は、条件決定時基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。</u>(また、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。)</li> <li>5 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる普通株式の総数は2,500,000株(2023年9月30日現在の総議決権数142,338個に対する割合は17.56%)、交付株式数は100株で確定している(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：5,411,250,000円(ただし、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額について2,149円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</li> </ol>
---------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 行使価額は、当初、条件決定時基準株価と同額とする。ただし、当該金額が下限行使価額を下回る場合には下限行使価額と同額とする。なお、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整されることがある。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、決定日に、修正後行使価額に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 「下限行使価額」は、条件決定時基準株価が3,070円未満である場合は、2,149円とし、条件決定時基準株価が3,070円以上である場合は、条件決定時基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。また、下限行使価額は、本欄第3項による調整を受ける。</p>
----------------	---

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金7,713,750,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使可能期間(別記「新株予約権の行使期間」に定義する。)内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
---------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使期間	<p>割当日の翌取引日から2026年11月30日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄の各項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。</p>
------------	--

(後略)

(訂正後)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる普通株式の総数は2,500,000株、本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落によって各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</li> <li>2 行使価額の修正基準:本新株予約権の発行後、行使価額は、本新株予約権者による注6.(3)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</li> <li>3 行使価額の修正頻度:本新株予約権者による本新株予約権の行使の都度、本欄第2項に記載のとおり修正される。</li> <li>4 行使価額の下限: <u>下限行使価額は2,149円とする。</u>(また、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。)</li> <li>5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる普通株式の総数は2,500,000株(2023年9月30日現在の総議決権数142,338個に対する割合は17.56%)、交付株式数は100株で確定している(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):5,411,250,000円(ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</li> </ol>
---------------------------------	--

(中略)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</li> <li>(2) 行使価額は、当初2,155円とする。ただし、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整されることがある。</li> </ol> </li> <li>2 行使価額の修正 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、決定日に、修正後行使価額に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</li> <li>(2) 「下限行使価額」は、<u>2,149円</u>とする。また、下限行使価額は、本欄第3項による調整を受ける。</li> </ol> </li> </ol>
-----------------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金5,426,250,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使可能期間（別記「新株予約権の行使期間」に定義する。）内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
---------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使期間	2023年12月1日から2026年11月30日（ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄の各項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認められた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。
------------	---

(後略)

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
7,713,750,000	9,000,000	7,704,750,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、差引手取概算額は、払込金額の総額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 本新株予約権の払込金額の総額の算定に用いた金額は、発行決議時基準株価等の数値を前提として算定した見込額です。実際の払込金額は、条件決定日に決定されます。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、発行決議時基準株価を当初行使価額であると仮定し、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少いたします。さらに、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
5. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
5,426,250,000	9,000,000	5,417,250,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、差引手取概算額は、払込金額の総額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。また、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少いたします。さらに、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更



## (2)【手取金の使途】

(訂正前)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、前記「(1)新規発行による手取金の額」に記載のとおり合計7,704百万円となる予定であり、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
次世代決済システム開発投資	4,704	2024年4月～2026年3月
次世代決済システムの導入に伴う社内システムの刷新のための投資	1,000	2024年4月～2026年3月
M & A及び資本業務提携に係る費用	2,000	2024年4月～2026年3月

(注) 1. 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定であります。

2. 本調達資金を充当する優先順位としましては、 、 、 の順に充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。そのような場合には、他の方法による資金調達の実施、事業収入及び手元現預金の活用等を検討する可能性があります。
3. 本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができただけの場合には、次世代決済システムの導入に伴う社内システムの刷新のための投資及びM & A及び資本業務提携に係る費用に充当していく予定であります。

## 次世代決済システム開発投資

当社グループは、カード事業を通じてレジャー産業の発展や豊かな社会の実現を目指しております。顧客であるパチンコホール業界では、次世代遊技機のスマートパチスロが2022年11月より導入、スマートパチンコが2023年4月より導入と、ビジネスモデルが変化しつつございます。このような転換点の中、当社グループとしては次世代のカードシステムを開発することでレガシー化している従来のシステムから脱却し、顧客であるパチンコホールの効率化、並びにパチンコ・パチスロファンにより良い遊技環境を提供することを目指したいと考えております。次世代決済システムにおいては、決済にかかる媒体を従来のICカードから、スマートフォンや生体認証等、他の媒体やデバイス等に連係できるようインターフェースの多様性への対応、製品筐体や店内サーバーのダウンサイジング、店内ネットワークの改善などの機能を想定しております。このような次世代決済システムを開発することで、店内設備の削減及び小型化、機械設備の設置工事簡素化により、顧客であるパチンコホールの工事コストや将来的なメンテナンス費用等の低減が見込まれます。また、当社グループにおいても、従来のICチップ入りカード削減や管理機器の小型化によって、パチンコホールへの提供コスト、開発コストが低減されること、またデジタル化による付加価値提供を行う事で企業競争力が増し、加盟店数の増加、固定費の削減、収益率の増加を見込むことが可能となると考えております。また、当社グループにおいては過去の商品ラインナップにより複数の決済システムが同時に利用されており、このようなシステムを一本化することで管理・運用コストの低減を図ることも可能となります。今回の調達資金は、次世代決済システム開発投資として、2024年4月から2026年3月までに、4,704百万円を充当する予定でございます。

## 次世代決済システムの導入に伴う社内システムの刷新のための投資

当社グループ内では2013年に社内基幹システムを基本設計しているものの、その後の更新では機能要件や業務要件に沿った大幅な更新がなされておらず、旧態依然としたシステム体型であること、時流に沿った省力化やデジタル化が図れていないことという課題がございます。加えて、次世代決済システムの導入に伴い大幅な社内運用の変化が生じることが予想されているため、社内システムを刷新することで、業務の効率化を図るとともに費用削減に努め、企業競争力の向上を図りたいと考えております。社内システムの刷新のための投資においては、現システムのクラウド化を図り社内DXの推進も想定しております。システムをクラウド化することで、不要な業務の削減や自動化により付加価値業務への人材投入、メンテナンス費用や人件費等の削減を図ることで、当社の収益力の強化に繋がります。今回の資金調達は、次世代決済システムの導入に伴う社内システムの刷新のための投資として、2024年4月から2026年3月までに、1,000百万円を充当する予定でございます。

#### M & A及び資本業務提携に係る費用

当社グループは、遊技業界向けのプリペイドカードシステムにおけるリーディングカンパニーとして、激変する事業環境に対応しつつ業界を牽引する必要があると認識しており、迅速且つ機動的に対応するには自社単独では獲得困難な経営資源やノウハウをM & A及び資本業務提携にて獲得する必要があると考えております。具体的には、パチンコホール業界関連企業や店内環境のDX化に繋がるシステム開発企業などを想定しており、今回の資金調達により案件発生時に機動的に支出することが可能な資金をあらかじめ確保しておくことで、時機を逃さずに成長機会を取り込むことができると考えております。今回の資金調達は、M & A及び資本業務提携に係る費用投資として、2024年4月から2026年3月までに、2,000百万円を充当する予定でございます。現時点において具体的な案件はございませんが、今後案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。なお、将来のM & A及び資本業務提携に関しては、不確実性を伴うため投資先が上記支出予定時期中に存在しない可能性がございます。上記支出予定時期中に上記金額分のM & A及び資本業務提携を実施しなかった場合、当該時期の経過後も引き続きM & A及び資本業務提携のための資金に充当する予定でございます。そのような場合も、適時適切にその旨開示いたします。

(訂正後)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、前記「(1)新規発行による手取金の額」に記載のとおり合計5,417百万円となる予定であり、具体的な用途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
次世代決済システム開発投資	2,417	2024年4月～2026年3月
次世代決済システムの導入に伴う社内システムの刷新のための投資	1,000	2024年4月～2026年3月
M&A及び資本業務提携に係る費用	2,000	2024年4月～2026年3月

- (注) 1. 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定であります。
2. 本調達資金を充当する優先順位としましては、          、          の順に充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金用途には充当できなくなる可能性があります。そのような場合には、他の方法による資金調達の実施、事業収入及び手元現預金の活用等を検討する可能性があります。
3. 本新株予約権の行使時における株価推移により上記の用途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、次世代決済システムの導入に伴う社内システムの刷新のための投資及びM&A及び資本業務提携に係る費用に充当していく予定であります。

#### 次世代決済システム開発投資

当社グループは、カード事業を通じてレジャー産業の発展や豊かな社会の実現を目指しております。顧客であるパチンコホール業界では、次世代遊技機のスマートパチスロが2022年11月より導入、スマートパチンコが2023年4月より導入と、ビジネスモデルが変化しつつございます。このような転換点の中、当社グループとしては次世代のカードシステムを開発することでレガシー化している従来のシステムから脱却し、顧客であるパチンコホールの効率化、並びにパチンコ・パチスロファンにより良い遊技環境を提供することを目指したいと考えております。次世代決済システムにおいては、決済にかかる媒体を従来のICカードから、スマートフォンや生体認証等、他の媒体やデバイス等に連係できるようインターフェースの多様性への対応、製品筐体や店内サーバーのダウンサイジング、店内ネットワークの改善などの機能を想定しております。このような次世代決済システムを開発することで、店内設備の削減及び小型化、機械設備の設置工事簡素化により、顧客であるパチンコホールの工事コストや将来的なメンテナンス費用等の低減が見込まれます。また、当社グループにおいても、従来のICチップ入りカード削減や管理機器の小型化によって、パチンコホールへの提供コスト、開発コストが低減されること、またデジタル化による付加価値提供を行う事で企業競争力が増し、加盟店数の増加、固定費の削減、収益率の増加を見込むことが可能となると考えております。また、当社グループにおいては過去の商品ラインナップにより複数の決済システムが同時に利用されており、このようなシステムを一本化することで管理・運用コストの低減を図ることも可能となります。今回の調達資金は、次世代決済システム開発投資として、2024年4月から2026年3月までに、2,417百万円を充当する予定でございます。

#### 次世代決済システムの導入に伴う社内システムの刷新のための投資

当社グループ内では2013年に社内基幹システムを基本設計しているものの、その後の更新では機能要件や業務要件に沿った大幅な更新がなされておらず、旧態依然としたシステム体型であること、時流に沿った省力化やデジタル化が図れていないことという課題がございます。加えて、次世代決済システムの導入に伴い大幅な社内運用の変化が生じることが予想されているため、社内システムを刷新することで、業務の効率化を図るとともに費用削減に努め、企業競争力の向上を図りたいと考えております。社内システムの刷新のための投資においては、現システムのクラウド化を図り社内DXの推進も想定しております。システムをクラウド化することで、不要な業務の削減や自動化により付加価値業務への人材投入、メンテナンス費用や人件費等の削減を図ることで、当社の収益力の強化に繋がります。今回の資金調達は、次世代決済システムの導入に伴う社内システムの刷新のための投資として、2024年4月から2026年3月までに、1,000百万円を充当する予定でございます。

#### M & A及び資本業務提携に係る費用

当社グループは、遊技業界向けのプリペイドカードシステムにおけるリーディングカンパニーとして、激変する事業環境に対応しつつ業界を牽引する必要があると認識しており、迅速且つ機動的に対応するには自社単独では獲得困難な経営資源やノウハウをM & A及び資本業務提携にて獲得する必要があると考えております。具体的には、パチンコホール業界関連企業や店内環境のDX化に繋がるシステム開発企業などを想定しており、今回の資金調達により案件発生時に機動的に支出することが可能な資金をあらかじめ確保しておくことで、時機を逃さずに成長機会を取り込むことができると考えております。今回の資金調達は、M & A及び資本業務提携に係る費用投資として、2024年4月から2026年3月までに、2,000百万円を充当する予定でございます。現時点において具体的な案件はございませんが、今後案件が具体的に決定された場合には、適時適切に開示いたします。なお、将来のM & A及び資本業務提携に関しては、不確実性を伴うため投資先が上記支出予定時期中に存在しない可能性がございます。上記支出予定時期中に上記金額分のM & A及び資本業務提携を実施しなかった場合、当該時期の経過後も引き続きM & A及び資本業務提携のための資金に充当する予定でございます。そのような場合も、適時適切にその旨開示いたします。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

今般の資金調達においては、2024年3月期第2四半期決算並びに2024年3月期通期業績予想及び配当予想の修正の発表に伴い、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、当社は、かかる公表に伴う株価への影響を当社株価に織り込むため、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を比較し、いずれか高い方の金額を踏まえて本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記想定に従って、当社は、本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(本社:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者:野口真人)が本日(発行決議日)時点の本新株予約権の価値として算定した結果を参考として、本日(発行決議日)時点の本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の1,550円としました。当該算定機関は当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められるとともに、割当予定先から独立した立場で評価を行っております。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利率及び当社の資金調達需要等について一定の前提(本新株予約権の当初行使価額(発行決議時基準株価3,070円と仮定)、本新株予約権の行使期間(約3年間)、当社普通株式の株価(3,070円)、株価変動率(ボラティリティ43.88%)、配当利回り(1.14%)、無リスク利率(0.196%)を含みます。)を置き、さらに割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定して評価を実施しています。

本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると判断しております。また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の払込金額その他の発行条件を条件決定日において決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(訂正後)

今般の資金調達においては、2024年3月期第2四半期決算並びに2024年3月期通期業績予想及び配当予想の修正の発表に伴い、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、当社は、かかる公表に伴う株価への影響を当社株価に織り込むため、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を比較し、いずれか高い方の金額を踏まえて本新株予約権の払込金額を決定しました。

上記に従って、当社は、本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(本社:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者:野口真人)が発行決議日時点の本新株予約権の価値として算定した結果を参考として、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を発行決議日時点における算定結果と同額の1,550円としました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本日(2023年11月15日)を条件決定日とし、条件決定日時点の本新株予約権の価値として算定した結果を参考として、本日(条件決定日)時点の本新株予約権1個の払込金額を、条件決定日時点における算定結果と同額の560円としました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの払込金額を1,550円と決定しました。当該算定機関は当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められるとともに、割当予定先から独立した立場で評価を行っております。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利率及び当社の資金調達需要等について一定の前提(本新株予約権の当初行使価額(発行決議日時点:3,070円、条件決定日時点:2,155円)、本新株予約権の行使期間(約3年間)、当社普通株式の株価(発行決議日時点:3,070円、条件決定日時点:2,155円)、株価変動率(ボラティリティ 発行決議日時点:43.88%、条件決定日時点:48.79%)、配当利回り(発行決議日時点:1.14%、条件決定日時点:1.62%)、無リスク利率(発行決議日時点:0.196%、条件決定日時点:0.192%)を含みます。)を置き、さらに割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、本新株予約権の特徴や内容等を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額が合理的であり、割当予定先に特に有利な金額ではないと判断しました。また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではないとする取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。